

議第47号

京都市百井青少年村条例の一部を改正する条例の制定について

京都市百井青少年村条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市百井青少年村条例の一部を改正する条例

京都市百井青少年村条例の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第6条の見出しを「(利用制限)」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改め、同条第1号中「使用者」を「利用者」に改める。

第7条の見出しを「(利用料金等)」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に、「別表に掲げる使用料を納入しなければ」を「指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第7条第3項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「使用したときは」を「利用したときは、指定管理者に対し」に、「納入しなければ」を「支払わなければ」に改める。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条本文中「既納の使用料」を「既に支払われた利用料金」に改める。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、」を「指定管理者は、市長が」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第10条第1項中「使用者は、使用しよう」を「利用者は、利用しよう」に

改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に改める。

第11条中「使用者」を「利用者」に改める。

第12条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に改める。

別表備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に、「半面使用」を「半面利用」に改め、同表備考2中「使用時間」を「利用時間」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金の上限額」に改め、同備考3中「使用時間」を「利用時間」に、「使用料は」を「利用料金の上限額は」に、「使用料との」を「額との」に、「つど」を「都度」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 京都市百井青少年村の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

京都市百井青少年村の利用に係る料金を指定管理者に収受させるために必要な事項を定める必要があるので提案する。